

議第51号

京都市里道管理条例の一部を改正する条例の制定について

京都市里道管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市里道管理条例の一部を改正する条例

京都市里道管理条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「街灯」の右に「，郵便差出箱」を加える。

第18条本文中「還付しない」を「，還付しない」に改め，同条ただし書を次のように改める。

ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，市長は，その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第29条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。
- (2) 災害その他の不可抗力により占用ができなくなったとき。

別表第12条第1項第1号に掲げる工作物の項を次のように改める。

第12条第1項第1号に掲げる工作物	電柱及びその支柱類			円	円	
				3,500	540	
	電話柱及びその支柱類		1本につき1年		2,100	310
	その他の柱類				210	31
	線類	共架電線その他上空に設けるもの		長さ1メートルにつき1年		21
		地下電線その他地下に設けるもの			12	2
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年		1,700	260
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年		4,100	620	

別表第12条第1項第2号に掲げる物件の項中

90	45
130	65
200	100
250	130
390	200
510	260
910	460
1,200	600
2,100	1,100
1,200	600

を

86	13
120	19
180	28
250	37
370	56
490	75
860	130
1,200	190
2,000	300
1,100	170

に改め、同表備考に次のように加える。

3 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区，古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項に規定する歴史的風土特別保存地区，都市計画法第8条第1項第7号に掲げる風致地区，都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区及び景観法第61条第1項に規定する景観地区内に存する電柱及びその支柱類，電話柱及びその支柱類並びに線類のうち共架電線その他上空に設けるものの占用料は，この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成27年4月1日から施行する。ただし，第18条の改正規定は，公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市里道管理条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし，占用期間が施行日前に始まり，施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については，なお従前の例による。

(平成27年度前から継続して占用している物件に係る占用料の減額)

3 市長は，施行日の前日及び施行日のいずれにおいてもこの条例による改正前又は改正後の京都市里道管理条例第12条第1項又は第4項の規定による許可を受けている占用物件について，改正後の条例の規定により算定した平成27年度の占用料の額が，この条例による改正前の京都市里道管理条例の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の占用料の額に比べて著しく高額であると認めるときは，当該占用物件に係る同年度以降の各年度の占用料の額を減額することができる。

提案理由

里道の占用料の適正化を図るとともに、里道の占用料の徴収の対象となる
占用物件に郵便差出箱等を加える等の必要があるので提案する。